

当基金における確定給付企業年金制度 に関するガバナンス見直しへの対応

2017年11月8日付けで確定給付企業年金のガバナンスについて「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」が交付されたとともに、関連通知が発出されました。また、2018年5月1日付けで「改正DC法」が施行されます。

これに伴い、「資産運用関係」（平成30年4月1日適用）、「代議員定数等関係」（平成30年10月1日適用）、「改正DC法施行に伴うポータビリティ制度の拡充」（平成30年5月1日適用）について、対応が必要となりました。今後、規約・方針・規程を見直し、実施してまいります。

■「年金資産の運用に関する基本方針」の見直しについて

上記、ガバナンス見直しにより、当基金の「年金資産の運用に関する基本方針」を4月1日付けで改定しました。見直しの内容は、以下のとおりです。



項目	対応
①運用の基本方針の策定義務付け	対応済み
②政策的資産構成割合の策定義務付け	対応済み
③分散投資・集中投資に係る方針の「運用の基本方針」への記載	追加する
④オルタナティブ投資に係る方針の「運用の基本方針」への記載	追加する
⑤資産運用委員会の設置の義務付け (運営に関する規程の策定を推奨)	設置済み (規程策定する)
⑥運用受託機関の選任・評価の基準の見直し	追加する
⑦運用コンサルタントを活用する際の留意事項	追加する
⑧代議員会への報告、加入者への周知について (資産運用に関し報告周知)	追加する
⑨スチュワードシップ責任 (スチュワードシップ活動の実績について報告を受けること)	追加する

*改定された「年金資産の運用に関する基本方針」はホームページに掲載されていますので、そちらをご覧ください。